

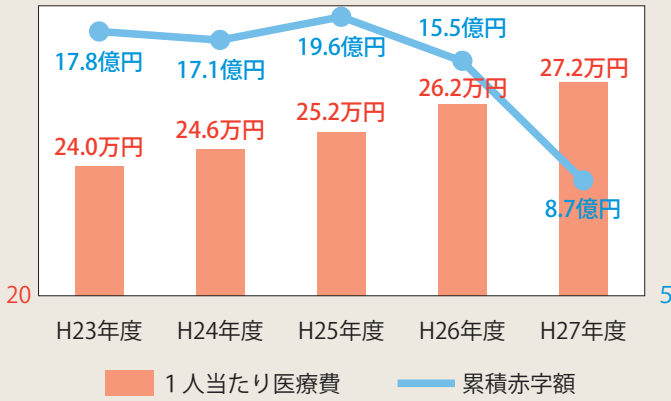
厳しい財政状況！うるま市の国民健康保険制度があぶない！

国民健康保険（以下、国保）は病気や怪我など、いざというとき安心して医療を受けるために国保加入者が納める国保税を主な財源とした助け合い（ユイマール）の制度です。

現在、うるま市国保は左記のグラフのとおり1人当たりの医療費が毎年増え続けています。その一方で、平成27年度決算時の累積赤字額は約8.7億円と改善の傾向にありますが、依然として厳しい財政運営が続いています。

うるま市としては、特定健診をはじめとする保健事業の推進によって国保加入

1人当たりの医療費と国保累積赤字額の推移



平成28年度うるま市国民健康保険 収納対策緊急プラン (抜粋)

うるま市では「うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成して、国民健康保険税の未納者に対する指導を強化しています。国保税の未納がある方は、期限内納付をお願いします。

平成28年7月1日作成

1. 滞納状況の解消

- ①窓口相談や訪問指導及び広報による周知等により他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- ②年2回、催告書を発布し納付の勧奨を行う。
- ③未申告者のリストを作成し、訪問や窓口来所時に申告の指導を行い保険税賦課の適正化を図る。
- ④短期証の発行により滞納者との接触の機会を図り納税指導へつなげる。

2. 徴収方法の改善等

- ①納税等お知らせセンターより初期滞納者への早期接触を図り、滞納の累積を防止する。
- ②業務時間内に来所できない市民のために、臨時的に開設している夜間窓口について、今年度も毎週木曜日に開設する。
- ③納税指導員会議を毎月開催するとともに勉強会を随時実施し、国保税徴収業務の向上を図る。
- ④4月及び5月を年度末特別対策期間とし、11月及び12月を市税等納付推進月間（国保税収納対策月間）として、集中的に収納対策に取り組む。

3. 滞納処分の実施

- ①滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
- ②1年以上の長期滞納者については、前住地・本籍地も含め財産調査を行う。
- ③納税課滞納整理班と連携して調査・搜索等を実施し、預貯金、給与、国税還付金、軍用地料等債権の差押えや動産・不動産など財産の差押え及び公売を実施する。

【国保Q&A】

Q1 なぜ赤字なの？

A1 大きな原因として医療費の伸び、国保税の収納額の伸び悩み等があります。

者の健康の保持・増進を図り医療費を適正化することや、国保税滞納者に対する取り組みの一層の強化を図る等、国保運営の安定化に努めていきます。

併せて、国保加入者の皆様には、国保税の期限内納付をお願いします。

Q2 どうしても納期限内に納付が困難なときは？

A2 そのままにせずにお早めに国保課窓口までご相談ください。

分割納付のご相談は随時受付けております。また、申請によって受けられる減免制度などがあります。（平成29年2月未まで申請受付）

うるま市の平成27年度の収納率は現年分が93.00%、滞納分は22.14%、全体で69.87%となっており、厳しい財政運営を迫られている状況です。

【お問い合わせ先】
うるま市国民健康保険課
☎098-989-5372

★夜間相談窓口実施中★

国保課では左記の日程で、午後8時までの時間延長窓口を開設しております。

お仕事等で日中お越しになれない方や納税についてお困りのことがありましたら、この機会にご相談ください。

【期間】

平成29年3月末までの毎週木曜日

※年末年始、祝祭日等を除く

【場所】

国民健康保険課窓口（本庁東棟1階）